

現場設備パトロールにおける A P D 未着用事象について

平成 2 6 年 9 月 9 日
東京電力株式会社



東京電力

1-1. 事象の概要

現場設備パトロールにおけるA P D未着用事象の発生

- 発生日 : 平成26年 7月29日(火)
- 作業件名 : 1 F 1 ~ 3 N 2 設備パトロール / P C V ガス管理設備パトロール
- 発生状況 :
当事者(当社社員)は、同行者1名と定例パトロールに出向し免震棟に戻った際、A P Dの未着用に気付いた。
- 時系列 :
 - 9:40頃 T B M ・ K Y (本日の作業内容確認、体調確認)
 - 10:30頃 現場出向
 - 10:40 ~ 12:30頃 現場でのデータ採取(高台N2装置・情報棟前N2設備・1~3号機2階P C V ガス管理設備)
 - 12:45頃 免震棟到着
 - 12:50頃 サーベイ後・A P D未着用に気付き復旧班長へ連絡
 - 13:15頃 保安班長確認
- 作業時の装備
全面マスク, クールベスト, カバーオール, 綿手, ゴム手(二重), 安全靴, ガラスバッジは所持

1-2. 事象の概要

■ 是正勧告書の受領

平成26年7月29日、富岡労働基準監督署長殿から「**是正勧告書**」を受領。内容は、下記、労働安全衛生法違反について、是正の上、報告を求めるもの。

■ 労働安全衛生法違反事項

安衛法第22条第2号（電離則第9条第1項）

1日における外部被ばくによる線量が1センチメートル線量当量について**1ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者について**、電離則第8条第1項の規定による外部被ばくによる**線量当量の測定の結果を毎日確認していないこと。**

（平成26年7月29日、労働者がAPDを着用せずに東京電力株式会社福島第一原子力発電所の管理区域内に立ち入ったこと。）

【背景】

1ミリシーベルトを超えるおそれのある労働者について、**日々の線量の確認が可能なAPDを着用することとしているが、今回、当該作業者はガラスバッジを着用していたもののAPD未着用であったことから**、労働安全衛生法違反として是正勧告書を受領したもの。

なお、これまでも、管理区域に入域する者と同行者は、自身のAPD着用を確認するとともにお互いが確認し合う、また第三者的な立場で専任監視員が最終的な着用確認を行うこととしていたが、当該事象が発生してしまった。

2 . 原因の調査

■原因の調査にあたって

今回の事象は、**大きくは下記2点について問題があった**と考え、それぞれについて原因の深掘りと対策の検討を進めた。

【当事者がAPDの着用を失念】

当事者は、APDを着用してると思いこんだこと、加えて、同行者との相互確認を実施していなかったことから、結果としてAPDを着用せずに現場に出向してしまったこと。

【専任監視員がAPDの未着用に気付けなかった】

APD着用確認のための**専任監視員は**、当事者ととも通過した同行者のAPDを目視で確認したことから、当事者も着用しているだろうと思い込み、**確実な現物確認（触手あるいは目視）**をしなかったこと。

事象当日における聞き取りでは、

当事者は、当日の作業や熱中症対策等に気をとられAPDの借用を失念し、専任監視員の確認を受けた際には、**胸ポケットに入れていた連絡用のPHSをAPDと誤認**し着用しているような動作を示していた。

専任監視員は、APD確認の声掛けを行った際、当事者と同行者が自ら胸部を触り、**持っているような動作を示したこと**、**同僚のAPDを目視確認できたこと**で**当事者も着用しているもの**と思い込み、通過させた。

3-1 . 再発防止対策

■ 是正事項の実施状況

- 1 . **作業者自身がAPDを着用せずに管理区域に立ち入ることがないように**下記事項について周知ならびに実施し，再発防止の徹底を図る。
 - (1) 作業者は，各種装備品を準備した後，管理区域入域前に，APD着用確認の本人確認（セルフチェック）を**目視により，確実に行う**こと。
 - (2) 作業者は，管理区域入域前に，同一作業により出向する他の作業者とAPD着用確認の**相互確認を目視により，確実に行う**こと。
なお，同一作業により出向する他の作業者がいない場合は，下記（ 3 ）項の実施を徹底する。
 - (3) 作業者は，APD着用確認のための専任監視員が確実にチェックできるように，**APDを着用している状況について確実に掲示**すること。

[当社監理員ならびに協力企業作業員に対して周知実施：平成26年8月1日]

3-2 . 再発防止対策

2 . APD着用確認のための**専任監視員が、作業者のAPD着用確認を確実に実施するために、**下記事項について周知ならびに実施し、再発防止の徹底を図る。

(1) 休憩所出入管理を請け負う協力企業は、専任監視員が実施すべき事項（追加仕様書の実施内容）を再度周知し、定期的に履行状況の確認を行うこと。

(2) 現場出向者（及び専任監視員）に対してAPD確認を受けることの重要性の意識付けを行うこと。

APD未着用防止対策（専任監視員による**目視確認、目視ができない場合は触手での確認**）の実施に関する表示物を**出口付近に掲示**する。

専任監視員がAPD着用確認をより確実に実施できるよう、確認エリアの改善策として、**確認位置を表示物・停止線等を設けて明確にする。**



(3) 休憩所出入管理を所管する当社監理員は、協力企業との意見交換会等を通じて、業務実施状況や現場の問題点（困り事）を把握し、協力企業とともに改善していくこと。

[当社監理員ならびに協力企業に対して周知実施：平成26年7月30日（口頭）、8月4日（文書）]